

令和5年5月2日

保護者 様

美咲町教育委員会 教育長 黒瀬 堅志  
町内小中義務教育学校長

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う出欠の取扱いについて

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症は「5類感染症」へ移行されます。本町においても国や県の動きに合わせて出席停止の取扱い等、これまでの対応を見直すこととしました。つきましては、下記のように児童生徒の出席、欠席に関わる対応を一部変更いたしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

#### 記

##### 1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養させてください。原則、出席停止としては扱いません。
- ・これまで通り、適切な換気、手洗い、咳エチケット等の指導をします。
- ・学校給食の場面においては、「黙食」の必要はありません。
- ・学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。

##### 2 出席停止期間の基準について

- ・発症した日の翌日から5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまでになります。

##### 3 濃厚接触者の特定の廃止について

- ・濃厚接触者として特定は行われないうこととなります。

※地域や学校において感染が流行している場合には、一時的に感染対策を講じる場合があります。